

# よくある質問と回答



Q パートナーシップ宣誓書の担当課はどこですか。

A 宝塚市は、人権男女共同参画課です。

電話：0797-77-9100

FAX：0797-77-2171

E-mail：[m-takarazuka0018@city.takarazuka.lg.jp](mailto:m-takarazuka0018@city.takarazuka.lg.jp)

Q 自分は市内に住んでいますが、パートナーが市外に住んでいる場合は、申請できますか。

A 申請できます。

Q 今、パートナーと別々に暮らしていますが、申請できますか。

A 申請できます。

Q 必要書類に独身証明書とありますが、どのようなものですか。

A 「独身証明書」とは、だれとも結婚していないことを証明するもので、ご自身の本籍地（戸籍のあるところ）の役所等で発行されるものです。入手方法については、各区市町村に確認してみてください。

※宝塚市については、こちらのホームページでご確認いただけます。

<http://www.city.takarazuka.hyogo.jp/kurashi/shomei/1001420.html>



QRコード

Q パートナーが外国籍ですが、申請はできますか。

A パートナーの方が市内に住民票がある、または住む予定であれば申請は可能です。ただし、「婚姻要件具備証明書（独身証明書）」とその日本語訳の提出が必要です。「婚姻要件具備証明書（独身証明書）」については、国籍のある国の大使館や領事館、または市の窓口までご相談ください。

Q 宣誓書を郵送して、受領書も郵送してもらうことはできますか。

A パートナーシップ宣誓書は、市職員の立ち合いのもとで、おふたりがそろって記入していただくこととなっています。そのため、宣誓書の郵送受付はできません。宣誓書をご記入いただく日時については、可能な限りご希望に添えるよう（閉庁後や土日祝でも可）努めます。受領証については、郵送可能です。

Q パートナーシップ宣誓書受領証を発行するのにお金はかかりますか。

A 受領証発行に手数料等はありません。ただし、宣誓時に提出いただく「独身証明書」に発行手数料がかかります。（宝塚市は1通300円です。）

Q パートナーシップ宣誓書受領証を紛失した場合、どうなりますか。

A パートナーシップ受領証再交付申請書で申請していただければ、再発行いたします。

Q 宝塚市外へ転出した場合、宣誓書受領証はどうなりますか。

A 次のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓書受領証返還届をご記入の上、受領証を添付し、市役所へ届け出いただく必要があります。  
（1）おふたりとも宝塚市から転出したとき。  
（2）おひとりもしくはおふたりともがお亡くなりになったとき。  
（3）カップルを解消されたとき。

Q どういったことに受領証を活用できますか。

A 市内の病院などでお使いいただけます。詳しくはお問い合わせください。